

特許権	判決年月日	令和 8 年 7 月 8 日	担当部	知財高裁第 4 部
	事 件 番 号	令和 7 年（行ケ）第 1 0 0 8 1 号		
○ 発明の名称を「二酸化炭素を電気化学還元する方法」とする発明について、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、審判手続で特許法 1 5 9 条 2 項、5 0 条に基づき拒絶理由を通知し意見書を提出する機会が与えられなかったことが違法であるとして、審決が取り消された事例				

（事件類型）審決（拒絶）取消 （結論）審決取消

（関連条文）特許法 1 5 9 条 2 項、5 0 条

（関連する権利番号等）特願 2 0 2 0 - 5 4 6 4 4 5 号

（審決）不服 2 0 2 4 - 2 3 9 5 号

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「二酸化炭素を電気化学還元する方法」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。

本件審決は、本願発明は、特許法 2 9 条 1 項 3 号に該当し、特許を受けることができないと判断した。

原告は、取消事由として、審判手続において、拒絶理由に対して意見書及び補正書を提出する機会が与えられなかったとして、手続違背を主張した。

- 2 本判決は、要旨以下の理由により、原告の主張する取消事由には理由があるとして、本件審決を取り消した。

本件拒絶査定と本件審決は、本願発明の「吸収剤」として異なる物質を認定したものであるところ、炭酸ナトリウム溶液又はアルカノールアミン溶液と「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」とは、引用文献 1 において全く異なるプロセス及び目的で使用されており、同一のプロセスにおいて用いられる代替品や同等物といった関係にあるものではない。そうすると、「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」を吸収剤と認定して本願を拒絶することは原告に対する不意打ちとなるから、原告にその旨を通知して意見書の提出及び補正の機会を与えるのが相当であって、「査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合」（特許法 1 5 9 条 2 項）に該当するというべきである。そして、補正の機会を与えないという上記手続違背は、その性質上、本件審決の結論に影響を及ぼすものと解される。

したがって、本件審判手続には、特許法 1 5 9 条 2 項、5 0 条に違反する違法があり、この点は本件審決を取り消すべき事由に当たると認められる。

以 上